

# 認定訪問療法士更新に関する Q&A

## 申請期間について

**Q：更新の申請期間が、認定期間満了の1年前となっているのはなぜですか？**

A：認定訪問療法士の更新では、提出書類の確認やポイントの審査、事例・活動報告の査読など、多くの手続きが必要となります。そのため、認定期間満了直前ではなく、余裕をもった期間を設けることで、円滑に審査および事務処理を行うことを目的としています。ご理解とご協力をお願いいたします。更新の申請期間が、認定期間の満期の1年も前なのはどのようにしてですか？

**Q：更新をすると次の認定期間も5年間ですか？**

A：現在の認定期間に続けて5年間が認定期間となります。

**Q：現在産休中なのですが、更新の申請を先延ばしできますか？**

A：事故や疾病による休職、産前産後休業、育児休業などの正当な理由がある場合には、申請により最長2年間まで認定期間の延長が認められます。活動実績が十分に積めない場合でも、適切に更新の機会が確保される仕組みとなっています。

根拠：認定訪問療法士の認定有効期間の申請に関する規定第2条

**Q：認定期間の延長を申請した後に、期間を短縮することはできますか？**

A：期間の延長を申請し受理された後でも、期間の短縮などの変更を行うことができます。

根拠：認定訪問療法士の認定有効期間の申請に関する規定第2条及び第4条

## 更新要件について

**Q：更新に必要な条件は何ですか？**

A：認定期間内に100ポイント以上を取得し、更新ポイント記録用紙および証明書類を提出することが必要です。また、事例報告書または活動報告書を提出することでポイントを加算することができます。

**Q：事例報告書や活動報告書は必須ですか？**

A：必須ではありませんが、1例につき20ポイントとして加算され、最大2例まで申請することができます。ただし、査読に合格した場合のみポイントとして認められます。

**Q：ポイントは、どこまでさかのぼって申請が可能ですか？**

A：認定日から更新申請までの認定期間内に実施された活動が対象となります。認定期間外の実績は認められません。学術大会の査読は、学術大会の開催最終日を基準としてお考えください。また、認定審査の査読については、査読締め切り日が基準日となります。

**Q：認定のポイント申請について、学会や認定審査に関わる査読を行いました。それを証明するにはどの書類を使用したらよいですか？**

A：本協会主催の学会や認定審査に関わる査読が対象となります。2019年9月以降の査読はマイページに反映されているため、書類の提出は必要ありません。

**Q：本協会主催の学術大会への演題発表には、モーニング（もしくはランチ）セミナーの講師なども含まれますか？**

A：演題発表は一般演題（ポスター、口述の種別は問わない）を指すため演題発表には含まれません。学術大会・研修会の講師もしくはシンポジストに該当します。

**Q：ポイントに申請する講師・シンポジスト・座長・全国リハ関連団体が主催（共催）する学術大会への参加は、同じ年に複数回実施した場合は全て認められますか？**

A：1年度につきそれぞれ1回のみをポイントとして認められます。複数回実施している場合でも重複しての申請はできませんのでご注意ください。

**Q：更新ポイントが不足した場合には、認定訪問療法士の資格は無効になりますか？**

A：2023年4月1日より認定審査の結果不合格となった場合または更新申請を完了できなかった場合、応用研修会の再履修で改めて認定申請を行えることとなりました。詳細については協会HPに記載の「失効者へのご案内」をご確認ください

**Q. 制度変更に伴う経過措置はありますか？**

A. 令和8年度から令和11年度の更新者には、制度移行措置として一律20ポイントが加算されます。

## 活動報告書・事例報告書について

**Q. 活動報告書とはどのようなものですか？**

A. 活動報告書は、訪問リハビリテーションの実践だけでなく、地域活動、教育活動、管理運営など、訪問リハに関連する幅広い取り組みを報告するものです。内容によっては、他の会員の参考となるよう公表されることがあります。

**Q：学術大会や論文など発表済みのものは事例報告や活動報告には使用できないですか？**

A：使用することは可能です。すでに学術大会で発表した内容や論文として公表した内容であっても、訪問リハビリテーションに関連する実践や取り組みであれば、事例報告書または活動報告書としてまとめて提出することができます。学術発表や論文としてポイント申請した実績と、報告書としての提出は目的が異なるため併用は可能ですが、同一内容をそのまま転記するのではなく、報告書の様式や目的に沿って再構成してください。なお、報告書として提出した場合は、査読の対象となり、合格した場合にのみポイントとして認められます。

**Q：認定期間中に、訪問リハ業務から離れた場合、どのような内容で報告すればよいですか？**

A：「事例報告書」は訪問リハの実践事例のみ記載することができます。「活動報告書」は訪問リハの実践のみならず、管理・運営、教育など訪問リハに関わる幅広い内容を記載することが可能です。

**Q：活動報告書の中で一定の基準を満たせば、一般公開をする可能性があるとのことですが、一定の基準とはどのような基準ですか？**

A：本協会によって有用性・新規性があると判断された報告書について、会員の見本となる「活動報告書」を公表していく予定です。

## 学会・研修会について

**Q：協会主催・共催・後援の学術大会や研修会とは具体的に何を指しますか？**

A：本協会が主催する学術大会は訪問リハビリテーション協会学術大会とリハビリテーション・ケア合同研究大会になります。各年度により、後援する研修会および学術大会等が異なります。別紙にて公開予定です。

**Q：訪問リハビリテーション協会や都道府県士会、研究会などにおける運営等に携わっていますが、ポイントになりますか？**

A：講師や座長として関わった場合はポイント対象となります。一方、運営スタッフとしての関与のみの場合はポイント対象とならないですが、活動報告書として評価される可能性があります。

**Q：研修会に参加予定ですが、申請時点で未受講の場合でもポイント申請できますか？**

A：見込みでの申請はできません。更新申請までに修了された研修会がポイントの対象になります。

**Q：職場内の異動により、回復期リハ病棟に従事しています。演題発表は回復期に関する内容でも認められますか？**

A：認定訪問療法士の知見をもって他の分野で活躍することも重要な役割であると考えています。リハ領域であれば、分野は問いません。本協会が主催、共催、後援する学会での発表であればポイントとして認められます。

**Q：現時点で、すでに対象となる研修会などに参加済みなのですが、証明できるものを保管していませんでした。この場合は、認められないのでしょうか？**

A：原則として認められません。証明する書類は、該当する研修会等へ申請者が参加したことが証明できるものとなります。①氏名、研修会名の記載された領収書の写し、②氏名、研修会名の記載された参加証の写しが必要です。ただし、協会ホームページのマイページ「研修履歴とポイント確認」に反映されているポイントについては証明書の提出は必要ありません。

**Q：研修会の講師は、協会主催の有無は問わないということですが、所属する事業所や病院、施設が主催の研修会などは対象になりますか？また研修会の内容は、訪問リハ領域ではないと認められないのでしょうか？**

A：全国リハ医療関連団体協議会が主催する研修会などが対象です。研修会の内容は訪問リハに限りません。

※「全国リハ医療関連団体協議会」とは全国リハビリテーション医療関連団体協議会の略称で、

▽日本リハビリテーション医学会

▽日本リハビリテーション病院・施設協会

▽回復期リハビリテーション病棟協会

▽全国デイ・ケア協会

▽日本訪問リハビリテーション協会

▽日本リハビリテーション看護学会

▽日本理学療法士協会

▽日本作業療法士協会

▽日本言語聴覚士協会

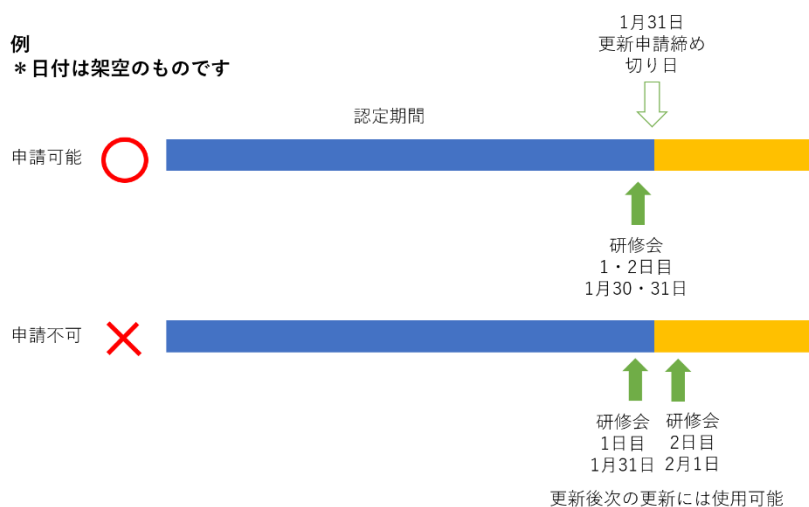
の9団体で構成されこの加盟団体の主催する学術大会での実績がポイントの対象となります。

## 学会・研修会への参加日および査読について

- ①研修会、学会参加の起点日は研修会の最終日となります。
- ②研修会は当日資料又は、参加費の領収証の写しをもって証明書類とします。研修会の日程がわかるものを添付してください。（領収証の場合、参加した研修会の開催日が起点日となります。複数日にわたる場合その旨明記してください。）
- ③学会への参加は主に参加証の写しをもって証明書類とします。その他、参加者名簿や参加費の領収書の写しも証明書類として受理します。発表された場合もポイントの記録用紙に発表のポイントとは区別して記録し証明書類とともに提出してください。
- ④学会査読ポイントの起点日は、その学会の開催最終日となります。
- ⑤認定審査・査読ポイントの起点日は、査読審査票締め切り日となります。
- ⑥学術発表の証明書類については、抄録とともに発表された学会名がわかる表紙、該当学会において発表されたことがわかるプログラムも合わせて提出してください。

### 【参考】

1. 査読実施日の考え方：査読は実施する日が、該当する学会や認定審査で異なります。よって学会の場合は、開催期間の最終日を起点日として考えます。また、認定審査の場合は、査読締め切り日が起点日となります。その起点日が制度開始以降で認定期間中であれば、申請することが可能です。
2. 本協会が主催する研修会の考え方：研修会の参加ポイントは、当日資料か参加費納入の際の領収書が証明書類として提出できます。また、ポイントが発生する起点となる日は、対象となる研修会の最終日となります。



2016年5月6日更新

2016年8月9日更新（内容の変更無し、更新箇所はレイアウト及び文字と年数の修正）

2016年8月18日更新

2017年10月31日更新（和暦表示を西暦表示に変更、内容修正・加筆）

2017年12月21日更新（後援研修会等に関する表記を修正）

2019年7月21日更新（研修会ポイントに関する表記を修正）

2020年10月10日追記（新型コロナウイルス感染症対応による更新ポイントの変更追記）

2023年5月31日追記、更新（微修正と失効者に対するの対応について追記）

2026年4月1日内容変更・更新（制度変更に伴い、全編見直し）